

踏切道の安全対策の向上を目指して

踏切道の安全確保に関する行政評価・監視結果 －遮断機のない踏切道等を中心として－ 〈行政評価・監視結果に基づいて改善通知〉

「行政評価・監視」は、中国四国管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、踏切遮断機（警報装置及び遮断装置を備えたもの）が設置されていない踏切道において死亡事故が発生していること、付近住民が生活道として利用している線路を横断する里道等においても、同様に、死亡事故が発生していることなどを踏まえ、中国四国管区行政評価局及び島根行政評価事務所が、広島県内及び島根県内の踏切遮断機が設置されていない踏切道269か所のうち195か所及び線路と交錯する生活道26か所について、安全対策や維持管理の状況について、実地に調査を行ったものです。

この調査結果に基づき、平成19年11月30日、中国運輸局に対して改善意見を通知しました。

踏切道とは

第1種：踏切遮断機（警報装置及び遮断装置を備えたもの）を設置している踏切道
(広島県内771か所、島根県内365か所)

第2種：踏切保安係を配置し、一定時間内の列車等に対して遮断機を閉じる踏切道
(現在、2種踏切道は存在していない)

第3種：踏切警報機を設置している踏切道
(広島県内39か所、島根県内28か所)

第4種：踏切遮断機・踏切警報機ともに設置していない踏切道
(広島県内126か所、島根県内76か所)

背景

- 踏切遮断機が設置されていない踏切道において死亡事故が発生していること。
- 付近住民が生活道として利用している線路を横断する里道等においても、同様に、死亡事故が発生していること。
- 踏切遮断機が設置されている踏切道（第1種）に比べ、設置されていない踏切道（第3種・第4種）は事故の発生率が高いこと。

行政評価・監視の実施

- 広島県及び島根県内にある第3種・第4種踏切道269か所のうち195か所及び線路と交錯する生活道26か所について、安全対策や維持管理の実施状況を調査
- 調査項目
 - (1) 踏切道の安全対策の実施状況
 - (2) 踏切道の維持管理の実施状況
 - (3) 線路と交錯する生活道の安全対策の実施状況
- 調査実施期間
平成19年4月～11月
- 調査担当部局
中国四国管区行政評価局
島根行政評価事務所
- 平成19年11月30日、中国四国管区行政評価局から中国運輸局に対して改善意見を通知

改善通知

中国運輸局

通知事項1 踏切道の安全対策の実施

制 度

- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）
第40条 踏切道は、踏切道を通行する人及び自動車等（以下「踏切道通行人等」という。）の安全かつ円滑な通行に配慮したものであり、かつ、第62条の踏切保安設備を設けたものでなければならない。
第62条第1項 踏切保安設備は、踏切道通行人等及び列車等の運転の安全が図られるよう、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができ、かつ、踏切道の通行を遮断することができるものでなければならない。ただし、鉄道及び道路の交通量が著しく少ない場合又は踏切道の通行を遮断することができるものを設けることが技術上著しく困難な場合にあっては、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができるものであればよい。

調査結果

- 広島県及び島根県内で踏切遮断機が設置されていない踏切道195か所を調査。
- ① 複線区間で複数回の死亡事故が発生しているものなど、踏切延長が長いことや見通しが悪いことから、踏切保安設備の設置や近隣の踏切道との統廃合等の安全対策が必要とみられるもの
(9か所)
 - ② 事故発生の有無にかかわらず、見通しが悪いなど、何らかの安全対策が必要とみられるもの
(16か所)
 - ③ 利用者がほとんどないなど、存続させておく必要性が乏しく、統廃合又は廃止の検討が必要とみられるもの
(8か所)



通知事項

中国運輸局は、踏切道の安全を確保する観点から、次のことについて、鉄道事業者を指導すること。

- ① 第3種・第4種踏切道について、事故の発生状況や踏切道の延長、形状等を踏まえ、第1種踏切道への格上げや近隣の踏切道との統廃合を含む安全確保対策を検討し、計画的に実施すること。
- ② 鉄道事業者の中には、見通しが悪い箇所について、カーブミラーなど補助的設備の設置により、通行者が列車の接近を知ることができる措置をとっている例もあることから、早急な格上げ等が難しい場合、このような安全対策の実施について検討すること。
- ③ 第4種踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないものについては、近隣の踏切道との統廃合又は廃止を検討すること。

通知事項2 踏切道の維持管理の適正化

制 度

- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）
第40条 踏切道は、踏切道を通行する人及び自動車等の安全かつ円滑な通行に配慮したものであり、かつ、第62条の踏切保安設備を設けたものでなければならない。
- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について」（平成14年3月8日付け国鉄技第157号鉄道局長通知）
v – 2 第40条（踏切道）関係
 - (1) 踏切道の路面は舗装したものであること。
 - (3) 警標を設けること。

調査結果

広島県及び島根県内で踏切遮断機が設置されていない踏切道195か所を調査。

- ① 踏切道の路面の舗装が不十分であるものや、路面の劣化などにより、歩行者等の通行に支障が生じているもの
(20か所)
- ② 警標が破損、あるいは倒壊等しているもの
(8か所)
- ③ 鉄道事業者の中には、通行者に注意を喚起する補助的設備として音声警告装置（メッセージロボ）等を設置しているが、これが作動していないもの等
(11か所)



通知事項

中国運輸局は、次のことについて、鉄道事業者を指導すること。

- 踏切道の保守点検及び維持管理を適切に行うこと。

通知事項3 線路と交錯する生活道の安全対策の実施

制 度

- 「鉄道営業法」（明治33年法律第65号）
第37条 停車場其の他鉄道地内にみだりに立入りたる者は十円以下の科料に処す。
- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成13年国土交通省令第151号）
第31条第1項 人が線路に立ち入るおそれのある場所には、必要に応じ、相当の防護設備を設け、又は危険である旨の標示をしなければならない。

調査結果

広島県及び島根県内で線路と交錯する生活道26か所を調査。

- ① 死亡事故を含む複数回の事故が発生しているなど、安全対策の検討が必要とみられるもの
(3か所)
- ② 生活道の実態を把握していないことなどにより、危険である旨の標示がなされていないもの
(5か所)



通知事項

中国運輸局は、鉄道運行の安全確保を図る観点から、次のことについて、鉄道事業者を指導すること。

- 線路と交錯する生活道のうち、例えば、これまで事故が発生しており、また、今後も事故の発生が懸念されるものについて、地元市町村と連携・協力して、生活道の形態、利用実態及び付近の踏切道の状況等を総合的に勘案した安全対策を検討すること。